

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

第3章 自然に囲まれた快適なくらしのまちづくり

第1節 生活基盤・環境の整備

1. 地域色を活かした土地利用の推進

現状と課題

本市は、生活物資の流通拠点である重要港湾名瀬港があり、今まで奄美群島における政治・経済・文化等の中心的役割を担ってきた名瀬地区や、空の玄関口として人的交流の拠点である奄美空港があり、奄美大島本島内でも平地が多く農業が盛んな笠利地区、また、急峻な山々に囲まれマングローブなどの多様な自然環境が広がる住用地区と、地域性の違う3地区で成り立っています。

名瀬地区においては、急峻な山に囲まれ、平地が少なく、公有水面の埋立て事業や土地区画整理事業などにより、都市機能の基盤整備を進め、市街地を形成してきました。

しかしながら、中心市街地では、進展する車社会への対応の遅れ、新市街地の形成による郊外への人口の流出、郊外への大型店の進出による商業機能の衰退、建物の老朽化や密集化による都市防災面での課題など、中心市街地の再生に向けた取組が求められております。

また、住用・笠利地区においては、近年、集落人口の減少や少子高齢化が進み、集落活力の低下が懸念されています。一方、その地域には、スローライフ的な生活、豊かな人情味や自然環境、シマ唄や八月踊り等の伝統文化など多くの地域資源が残されており、それぞれの地域の特性を活かした地域づくりが必要となっています。

近年では、「世界自然遺産」登録に向けた取組や自然環境の保全が推進されており、

今後とも、人と自然との共生する地域づくりが基本であり、開発と保全のバランスのとれた適正な土地利用が必要となっています。

今後は、多様化する市民生活へのニーズを的確に把握し、中心市街地の再生・活性化、快適な生活環境づくり、地域色を活かした活力ある集落づくりなど、それぞれ地域の実情や特性に応じたまちづくりを進めていくことが必要です。

土地取引の円滑化や効率化を図り、健全な土地利用計画の実施や円滑な公共事業等の推進を図っていくために、計画的に地籍調査を進めていくことが必要です。

(計画目標)

* 中心市街地整備進捗率

平成 27 年度 59.3% →

平成 32 年度 100%

* 地籍調査進捗率

平成 27 年度 30.8% →

平成 32 年度 36.6%

施策の方向

(1)中心市街地の再生・活性化

○名瀬港本港地区（マリンタウン地区）と連携した「みなとまち名瀬」の顔として、みなとづくり・まちづくり・みちづくりを一体的に推進し、奄美群島の郡都にふさわしい総合的なまちづくりを推進します。

○中心市街地においては、土地区画整理事業等により、都市基盤整備と商業施設の再編を図り、居住・商業環境の向上と都市防災機能の強化に努め、また、土地の

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

有効かつ高度利用を促進し、にぎわいのある魅力的なまちづくりを推進します。

- 名瀬港本港地区（マリンタウン地区）においては、県施工の岸壁の耐震強化や防災拠点となる緑地の整備を促進するとともに、中心市街地の整備と連携した都市機能用地を確保し、中心市街地を補完した広域的なみなとまちづくりを推進します。
- 魅力ある中心市街地を形成するため、バリアフリーやユニバーサルデザイン※1に配慮した環境整備や奄美らしい個性ある景観整備に努めます。
- 「都市計画マスタープラン」や「奄美市中心市街地活性化基本計画」などの計画に基づき、ハード施策とソフト施策を一体的に推進し、中心市街地の再生・活性化を図ります。

※1【ユニバーサルデザイン】

高齢者や障害者の方々をはじめ全ての人々が安心して利用できるような施設・製品・情報の設計（デザイン）。

（主な取組）

- 末広・港土地区画整理事業の推進
- 名瀬港本港地区（マリンタウン地区）整備事業の推進
- 国道58号おがみ山バイパス事業の早期整備促進
- 都市再生整備計画事業を活用したハード・ソフト事業の推進
- 「奄美市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業の推進
- バリアフリーやユニバーサルデザインへ配慮した取組の促進

（2）適切な土地利用の推進

- 自然環境に配慮しながら各種事業を実施し、人と自然が共生する地域づくりに努めます。
- それぞれ地域の実情や特性に応じて、都市的土地利用と農業的土地利用及び自然的土地利用との調和を図りながら、適正かつ合理的な土地利用を推進します。
- 「都市計画法」や「農業振興地域の整備に関する法律」などの法令や条例に則った適正な土地利用を推進します。
- 市・県有地等における未利用地について、地域経済や市民生活の向上に資する土地利用が図れるよう、有効な活用方策を国、県等と連携し検討していきます。
- 健全な土地利用計画の実施や円滑な公共事業等の推進を図っていくために、関係機関との連携を強化し、計画的に地籍調査事業を実施していきます。

（主な取組）

- 「都市計画マスタープラン」や「農業振興基本計画」などの地区計画に基づいた総合的・計画的な土地利用の推進
- 地域振興（活性化）に向けた「地区計画」の策定
- 関係機関との連携による適切な調査区域の設定、調査事業の推進
- 土地情報システムの充実・各システムとの連携強化

2. 快適な生活空間の創出

現状と課題

良好な居住環境の確保は市民生活の基本であり、名瀬地区の市街地では、これまで土地区画整理事業や公有水面埋立て事業等による面的整備と連携を図り、公園、上・

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

下水道の基盤整備を進め、良好な住環境の形成を図ってきました。しかしながら、名瀬地区の市街地では、都市基盤が未整備な地区や老朽化した木造住宅が密集した地区、また、山裾地区の土砂災害危険区域等に家屋が密集している地区などが見られ、今後も居住環境の整備が必要とされています。また、住用地区や笠利地区においては、過疎・高齢化が深刻な課題であり、集落機能の維持、活力の向上のためには、生活基盤の整備・改善を進め、定住人口の拡大が求められています。今後も、進行する少子高齢化社会や多様化する市民生活へのニーズに対応するため、安全で快適に暮らせる居住環境の整備に取り組むとともに、ユニバーサルデザインやバリアフリーへ配慮した人にやさしいまちづくりの推進が求められています。

本市の住宅事情は、総数の約50.6%が持ち家、約49.4%が借家の形態となっており、借家の割合では依然として公営住宅への依存度が高い状況となっています。本市では、昭和30年代から市営住宅の建設に着手して以来、これまで市や県において公営住宅の建設を進め、また、近年では、民間事業者による賃貸住宅の建設も進んでおり、量的にはほぼ充足されつつあります。しかしながら、多くの公営住宅は建設から相当の年数が経過し老朽化した住宅や狭小の住宅、今後耐用年数を迎える住宅への対応など、計画的な整備・改善が求められています。今後も、それぞれ地域の実情を踏まえ、高齢者や若者等の多様なニーズに対応した誰もが安心して暮らせる住宅や居住環境の整備が必要です。

公園・緑地は、市民の憩いの場や災害時

の避難地等として、重要な役割を担う公共空間です。本市における公園・緑地は、これまで都市計画事業や観光拠点整備事業等により整備を進めてきており、地域コミュニティの形成や観光交流の場として利用されています。都市公園では、概ね整備水準を満たしているところですが、施設が老朽化している箇所も見られ、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な整備・改善が必要となっています。また、総合運動公園は、市民のスポーツ・レクリエーションの場として、また、陸上競技等のスポーツ合宿としての利用促進が図られておりますが、施設の老朽化が見られるため、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な整備が必要となっています。

水道は、市民生活を支える必要不可欠な基盤施設であり、本市の上水道は、昭和30年度に事業に着手して以来、市民へ安定した水を供給するため、大川ダムや浄水場の整備など各水道施設の整備拡充を進めてきました。簡易水道としても、名瀬地区の郊外地域の整備を進め、平成18年度の市町村合併後には、住用地区、笠利地区において整備に取り組んでいるところであります。また、平田浄水場においては施設の更新事業に着手しており、今後は老朽化した配水管等の更新を計画的に行うなど、安定した生活用水の供給と効率的な事業運営が必要となっています。

生活排水対策としては、昭和51年度に旧名瀬市において、公共下水道事業に着手して以来、それぞれの地域の実情に応じて、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・合併浄化槽設置整備事業の各種事業に取り組んでおります

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

が、施設の適正な維持管理と接続率の向上等、計画的な生活排水対策を図る必要があります。公共下水道事業及び農業集落排水事業は、施設の老朽化が進行していることから、「長寿命化計画」、「機能診断・最適化構想」を策定し、施設の改築・更新を計画的に行っていき、これからも、「奄美市汚水処理施設整備構想」に基づき、整備を推進していきます。

快適な生活のためには、大気汚染、河川等の汚濁、有害虫の拡散など、さまざまな側面からの環境対策が求められています。環境問題は、日常の市民生活や事業活動から発生しているものが多く、行政はもとより、事業者、市民がそれぞれの役割を理解し、環境保全に向けた取組を推進していくことが必要です。本市の生活環境の整備では、依然として過密状態にある市有永田墓地の整備、老朽化したと畜場の早期建て替え、長浜旧ごみ焼却場・旧し尿処理場の早急な取り壊しと跡地利用計画などが課題となっており、市民の理解を得ながら全庁的に取り組んでいくことが必要です。

景観は、それぞれ地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度が背景となつてつくられるものです。本市には、豊かな美しい自然、地域独自の歴史や文化を感じられる史跡や名勝など、貴重な景観資源が残されており、今後、観光を含めたまちづくりに景観資源を活かしていく必要があります。

(計画目標)

* 土地区画整理整備率

平成 27 年度 93.2% →

平成 32 年度 97.2%

* 市営住宅の未水洗化戸数(水洗化整備)

平成 27 年度 252 戸 →

平成 32 年度 106 戸

* 汚水処理人口普及率

平成 27 年度 93.5% →

平成 32 年度 96.2%

* 景観形成・環境保全活動支援事業実施団体数

平成 27 年度 34 団体 →

平成 32 年度 117 団体

施策の方向

(1)人にやさしいまちづくりの推進

- 高齢者や障害者をはじめ観光などで街を訪れるすべての人が歩きやすく・わかりやすい市街地の形成を目指し、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備と街の案内や情報提供の整備を推進します。
- 良好な景観の形成と風致を維持していくため、市街地地区では、公衆に対する危害を防止するために、県の条例に基づき屋外広告物の適正な管理に努めるとともに、農山村地区においては、周辺の自然や歴史・文化と調和した環境の整備に努めます。
- 地域の持つ景観資源の保全と活用並びに環境美化の取組を推進します。
- 市民や事業者及び行政が景観形成に対する認識を高め、相互の役割を理解し、市民とともに景観形成の推進に努めます。
- 「人にやさしいまちづくり」を促進するため、市民と協働したまちの環境づくりに努めます。
- 国へ無電柱化の推進について要望するとともに、世界自然遺産に向けてふさわしい景観整備を推進します。

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

(主な取組)

- 道路修景整備事業、情報板や案内板整備事業等の推進
- 歩道や公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の整備促進
- 屋外広告物の規制と適正な管理
- 景観に関する計画策定や条例制定の検討
- 景観形成・環境保全活動助成金制度の活用促進

(2)居住環境の整備

- 土地区画整理事業及び名瀬港本港地区（マリンタウン地区）整備事業等の推進により、良好な宅地の供給を図り、安全で快適な居住環境の創出に努めます。
- 山裾地区の土砂災害危険区域等において、県と連携し防災対策や住宅移転事業等を推進し、防災面の強化と生活環境の向上に努めます。
- 「住宅マスタープラン」に基づき、計画的に公営住宅等の整備改善を図っていきます。
- 民間事業者による住宅供給の動向を見極めながら、既存住宅の有効活用を図り、市民の多様なニーズや地域の実情に対応した公営住宅の供給に努めます。
- 老朽化した住宅の改修や修繕、住宅の空き状況の情報提供など、適正な住宅の維持管理に努めます。
- 高齢化社会に対応したバリアフリー化などを進め、住宅の安全性や快適性の確保に努めます。
- 定住促進施策については、引き続き定住促進住宅の整備に取り組むほか、空き家バンク制度や移住支援情報の充実、UIターン者向け住宅購入費・リフォーム助成制度を推進します。

(主な取組)

- 末広・港土地区画整理事業の推進
- 名瀬港本港地区（マリンタウン地区）整備事業の推進
- 急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業の促進
- 小宿土地区画整理事業の導入・推進
- 「住宅マスタープラン」、「既設市営住宅長寿命化計画」の実施
- 公営住宅整備事業及び既存公営住宅の外壁落下対策・水洗化切替えなどの改修事業の推進
- 高齢者や障害者へ対応したバリアフリー住宅整備の推進
- 定住促進住宅の整備、空き家バンク制度や移住支援情報の充実、UIターン者向け住宅購入費・リフォーム助成制度の推進

(3)公園・緑地の充実

- 「公園施設長寿命化計画」に基づき、既存公園施設の計画的な整備改善に努めます。
- 誰もが安心して使いやすい公園を目指し、公園施設の安全性や利便性の向上に努めます。
- 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実やスポーツ合宿等の交流拡大を目指し、総合運動公園の整備改善・機能の充実を図ります。

(主な取組)

- 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の整備改善
- 太陽が丘運動公園、あやまる公園、内海公園整備事業の推進

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

(4)上・下水道施設の整備

- 安全で安定した生活用水を供給するため、計画的に水道施設の整備・拡充や老朽化した施設の更新を推進します。
- 快適な生活環境の改善や公共水域の水質保全のため計画的な下水道施設の整備や維持管理の適正化を推進します。
- 下水道整備区域外における合併処理浄化槽設置を促進します。

(主な取組)

- 平田浄水場更新事業の推進
- 簡易水道統合事業の推進
- 老朽化水道施設の計画的な改修・更新
- 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業の推進
- 合併処理浄化槽設置整備事業の促進

(5)生活環境対策の強化

- 大気汚染・水質汚濁等の発生の抑制を図るため、適正な監視体制や指導の強化に努め、公害防止対策を推進します。
- 衛生的で美しいまちづくりを進めるため、環境教育・環境学習を推進し、生活環境の美化に向けた環境美化活動の促進と意識の向上に努めます。
- ヤンバルトサカヤスデについて、地域の実情に応じた効果的なまん延防止対策、環境整備を推進します。
- ごみ処理は、広域に収集を行い、焼却施設の連続運転によるダイオキシンの発生抑制に努めるとともに、ごみ処理施設の整備・改善を図ります。
- 市有（永田）墓地の過密化の解消や墓参道の整備を進め、高齢化等社会情勢の変化に対応できる墓地行政のあり方を検討します。

- 斎場及びと畜場は、衛生的で適切な施設管理及び設備の充実に努めます。

(主な取組)

- 公共用水域の水質検査
- ヤスデ防除対策事業
- ごみのポイ捨て防止条例の施行と周知による環境美化の促進
- 市有墓地の適正な維持管理と施設の整備
- 斎場及びと畜場の衛生的な管理と設備の充実

第2節 交通体系の整備

現状と課題

外海離島である奄美では、道路・港湾・空港は市民生活や社会経済活動の上で欠かすことのできない重要な交通基盤です。これまで、それぞれの機能向上に向け整備を進めてきましたが、多様化する市民生活の利便性向上、産業・観光の振興、災害時等における安全性の確保等から、道路・港湾・空港の各施設の機能向上・整備充実が未だ求められています。

道路については、産業・経済活動の支援や市民生活の利便性の向上、島内外の人流・物流の拠点となる奄美空港や名瀬港及び周辺町村や各集落間の円滑な島内交通の確保を図るため、国道58号や県道等の幹線道路の整備が引き続き必要となっています。名瀬地域の中心市街地では、中心部へのアクセスの向上、慢性的な交通混雑の解消、火災等の災害時における避難・代替機能を担う道路の整備が必要となっています。また、日常生活に身近な市街地内や集落間の生活道路では、幅員が狭く線形が不良で隘路となっている箇所や橋梁等の施設の老朽化している箇所が見られ、計画的な整

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

備・改善が必要となっています。

港湾については、名瀬港は生活物資の拠点施設であり、住民が安心できる生活を支えるため、震災時に対応できる港湾施設の耐震強化が必要となっています。名瀬港以外の各集落の港湾施設については、施設の老朽化や近年の海面上昇等の環境の変化への対応等が課題となっており、船舶の安全な運航を確保するため、施設の整備・改善が必要となっています。

空港については、島内外交流の重要な拠点施設であり、航空機の安全運行及び利用客の利便性の向上を図るため、滑走路等の施設の維持補修、バリアフリー化等の質の高い空間の創出など、空港施設の維持補修と利便性の向上が引き続き必要となっています。

離島の航路・航空路は、住民生活の利便性向上と島内外の広域的な交流を促進し地域の振興を図る上で重要な役割を担う交通手段であり、今後とも奄美空港、名瀬港、併せて、本土から奄美群島への海の玄関口ともなる鹿児島新港区の整備改善が求められています。また、関東・関西・福岡・鹿児島・沖縄などの航路・航空路線の拡充と奄美群島航路・航空路運賃軽減事業及び奄美群島交流需要喚起特別対策事業の継続的な実施などが求められています。

本市では、バスが唯一の公共交通機関であり、交通弱者等にとっては、住民生活をおくる上で欠かすことのできない交通手段であります。これまでも、地方バス路線補助制度（廃止路線代替バス）等により、地域住民の日常生活の交通手段の確保を図るため、状況に応じた対策を講じてきています。今後も、高齢化社会の進行する中、日

常生活において各地域、集落等の連絡を円滑にする交通手段の確保は重要な課題です。

（計画目標）

* 幹線道路整備率（幹線道路 12 路線）

平成 27 年度 66% → 平成 32 年度 71%

施策の方向

(1) 道路交通体系の整備

- 島内外の人流・物流の交通拠点となる名瀬港と奄美空港へのアクセス改善と、周辺町村や各集落間を結ぶ広域的な交通ネットワークの強化を図るため、国道 58 号おがみ山バイパスと主要地方道名瀬・瀬戸内線（根瀬部・国直工区）、（仮称）三儀山バイパスや（仮称）有良・大熊バイパス等の幹線道路の整備を促進します。
- 各集落間の交流促進や住民生活の安全性・利便性の向上を図るため、市民生活に密着した生活道路の整備・改善を推進します。
- 災害等による他地域との交通遮断に備え、国や県及び隣接他町村と連携し、道路防災点検の実施や情報版の拡充及び防災対策に努め、災害に強い安全な道づくりを推進します。
- 橋梁等の老朽化した施設の点検を実施し、計画的に補修等を行い、施設の安全性や機能性の確保に努めます。
- 高齢者や障害者等をはじめ誰もが安心して通行できるよう、歩行空間の確保やバリアフリー化を推進します。
- 南国奄美らしい個性的で魅力的な道路景観整備と併せ、沿道の緑化や道路美化活動を進めるため、県や地域住民と連携した美しい道づくりを推進します。

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

(主な取組)

- 国道58号おがみ山バイパス事業の早期整備促進
- 主要地方道名瀬・瀬戸内線(根瀬部・国直工区)整備事業の促進
- (仮称)三儀山バイパス整備事業の促進
- (仮称)有良・大熊バイパス整備事業の促進
- 名瀬港臨港道路整備事業の促進
- 安全で円滑に通行できる道路網の構築(幹線指導の整備と県道の整備促進)
- 橋梁長寿命化計画による、計画的な補修・改修による橋梁整備
- 市道養緑整備の推進

(2)航路・航空路の整備・充実

- 名瀬港については、船舶や旅客の安全性・利便性の向上、物流の効率化を図るため、国や県と連携し、引き続き外郭施設や臨港道路及び旅客施設等の整備・改善を促進します。
- 名瀬港本港区(マリンタウン地区)については、岸壁の耐震強化や防災拠点となる緑地の整備を促進するとともに、中心市街地の整備と連携した都市機能用地を確保し、中心市街地を補完した広域的なみなどまちづくりを推進します。
- 鹿児島新港については、離島住民の利便性の向上や物流の効率化を促進します。
- 各集落の港湾・漁港については、船舶の安全な運航と漁業の振興等に寄与する港として、既存施設の整備・改善や適正な維持管理に努めます。
- 奄美空港については、航空機の安全な運航と利用者の利便性の向上を図るため、設置者の県と連携し、施設の改修や機能の向上並びに適正な管理に努めます。

○ 島内外との交流の促進と住民生活の安定や利便性の向上を図るため、離島航路・航空路の維持・充実及び支援制度の継続実施に努めます。

○ 海外からの観光客を視野に入れた大型観光船の誘致や国際チャーター便の就航に向けて、C I Q(出入国手続き)施設などの各種機能の整備に関する検討を進めます。

(主な取組)

- 名瀬港改修事業の促進
- 名瀬港本港区(マリンタウン地区)整備事業の推進
- 旅客施設等のバリアフリー化の促進
- 既存港湾施設の整備改善と適正な維持管理
- 交流人口増加に対応した奄美空港ターミナル施設の整備促進
- 航路・航空路の維持・拡充や航路・航空運賃の継続的な軽減化への取組の推進
- 奄美大島・喜界島航路対策協議会との連携
- 漁港施設長寿命化・漁港海岸施設長寿命化

(3)公共交通体系の充実

- 各地域、集落等を円滑に連絡する交通手段の維持を図るため、交通弱者等の島内移動ニーズに対応した持続可能性の高い地域公共交通を促進します。
- 公共交通利用促進の取組を強化し、路線バスの維持・拡充に努めます。
- 廃止路線代替バス等については、更に地域の実情を踏まえつつ、利用促進と運行形態の見直しを図り、路線の維持に努めます。

(主な取組)

- 廃止路線代替バス運行費補助事業の継続実施
- 大島地域バス対策協議会等との連携

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

第3節 自然環境の保全と活用

1. 世界自然遺産登録への取組

現状と課題

本市の自然環境は、世界的に見ても貴重な希少野生動植物が生息し、独特の生態系を育てており、世界中の人々にとっても貴重なかけがえのない財産となっています。

このかけがえのない豊かな自然環境を大切に保全・活用しながら、次の世代に確実に承継することが肝要です。

しかしながら、マングースやノイヌ・ノネコ※2による希少動物の捕食、希少植物の盗掘等により、奄美の希少野生動植物は絶滅の危機に瀕しています。

多様な生態系である生物多様性の調査、把握、保全に努めるなど、本市の有する豊かな自然を保全・再生することが重要な課題となっています。

また、希少野生生物の生息をはぐくむ亜熱帯性の森は、林業の資源としても活用されており、林業と世界自然遺産登録への取組の両立を図ることが重要となっています。

さらには、世界自然遺産登録を見据え、奄美大島内における自然観光関連施設等について近隣自治体と連携し、周遊性の確保に向けた効果的な活用を促進するほか、奄美群島において持続可能な自然資源の利活用に向けたエコツーリズム等の取組を推進するなど、人と自然との共生を図っていくために、関係機関の一体的な取組が求められています。

※2【ノイヌ・ノネコ】

人間の生活圏より離れて山野へ移り、野生生物となったもの。カタカナ表記して使用している。

(計画目標)

- * 国立公園の指定への推進
- * 遺産価値である奄美の豊かな自然環境の保全と希少な野生動植物の保護

施策の方向

(1)自然環境の保全・再生

- 奄美大島5市町村において制定された「奄美大島生物多様性地域戦略」を基に自然環境の保全や希少野生生物保護対策に取り組みます。
- 国立公園の地域指定並びに世界自然遺産登録の早期実現を図るため、関係機関との連携を深め、気運の醸成を図ります。
- アマミノクロウサギ等の希少野生生物のロードキル（交通事故）対策やノヤギ、ノイヌ・ノネコを含めた外来種対策、またサンゴ礁の再生やオニヒトデ駆除等、自然環境の保護・再生に取り組みます。

(主な取組)

- 世界自然遺産登録に向けた啓発活動の強化
- 奄美大島5市町村による自然環境パトロールの実施
- サンゴ再生事業の継続実施
- ウミガメ保護監視業務の継続実施
- ノヤギ駆除事業、オニヒトデ駆除事業の継続実施
- 外来動植物の適切な管理の促進
- ノネコ対策事業の実施
- 飼い猫の適正飼養及び野良猫対策事業の実施

(2)人と自然との共生

- 奄美群島自然共生プラン※3に基づき、関係機関、地域住民、NPO等とのネットワークの形成を推進するとともに、地域

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

内外への情報発信等に取り組みます。

- 自然環境の保護を目的とした条例の整備・充実を推進し、多様な自然の生態系の把握・保全や情報発信に努めます。
- 自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進を図ります。

※3【奄美群島自然共生プラン】

奄美群島の多様な自然との共生を目指した地域づくりの指針。平成15年9月、県と地元市町村が一体となり策定したもので、奄美固有の自然とこれにかかわる生活、文化などを地域づくりの資源＝「宝」として位置づけ、これを再認識・再発見するとともに、これらを核とした「人と自然が共生する」個性的な地域づくりを目指している。

(主な取組)

- エコツーリズムの推進
- 奄美市飼い猫の適正飼養条例の普及推進
- ごみのポイ捨て防止条例の普及推進
- 海岸漂着物地域対策事業の継続実施
- 市町村間の連携による自然観光関連施設等における周遊性確保に向けた効果的活用の促進

2. 資源循環型社会の構築

現状と課題

人間が科学技術の発展を背景に豊かで便利な生活を求め、大量生産・大量消費等の経済活動を行ってきたことにより、地球温暖化による海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行など地球規模の環境問題が顕在化し、大きな社会問題となっています。

地球温暖化防止は、全人類で取り組まなければならない問題であり、本市でも市民一体となって地球温暖化防止に取り組む必要があります。

また、容器包装リサイクル法が施行され、リサイクル分別も浸透してきていますが、

更なる分別率の向上、「家電リサイクル法」「自動車リサイクル法」の徹底を図り、未活用資源のリサイクルや不法投棄を防止するための監視体制の強化に努めなければなりません。

さらに、名瀬クリーンセンターの供用開始（H9年）から、既に19年が経過しており、リサイクルと廃棄物の減量化による最終処分場の延命は、行政経費の節減という面からも大きな課題となっています。

(計画目標)

- * 名瀬クリーンセンターへの一般廃棄物搬入量の20%以上削減
- * ごみ焼却から発生するCO2排出量の10%削減

施策の方向

(1)循環型社会への取組

- 奄美市地球温暖化防止実行計画に基づき温室効果ガス排出を積極的に抑制し、行政活動に伴う環境負荷を総合的かつ計画的に提言します。
- 環境教育・環境学習を推進します。
- 自動車リサイクル及び家電リサイクルの収集運搬料金の軽減措置の促進など離島排出者の負担軽減を図ります。
- 各種リサイクル法の促進及びごみの減量化に向けた取組を広域的に行うことで、廃棄物の適正処理を推進し生活環境の保全に努めます。
- 廃棄物の排出抑制のため、消費者（市民）・事業者・行政がそれぞれの立場で、役割を認識履行すると同時に協働・連携を目指します。
- 21世紀の成長産業といわれる環境産業の育成を促進するため、離島における資

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

源循環型のリサイクル産業の整備を図ります。

(主な取組)

- 奄美大島リサイクル促進協議会の活動支援と自動車リサイクル及び廃家電離島支援事業の推進
- 不法投棄(家電、自動車、粗大ごみ等)防止パトロールの強化
- クリーン監視員の配置継続
- 環境を守る標語・ポスター展の開催
- 環境産業との連携推進

(2)新エネルギーの利活用

- 地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電・風力発電・バイオマスエネルギーなどの地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。
- 省エネルギー対策を推進するため、啓発活動等による市民や事業者への意識の高揚に努めるとともに、公共施設等への省エネルギー設備の導入に努めます。
- 低燃費・低公害車の普及や自動車排気ガス等の排出抑制運動を推進し、環境にやさしい交通手段の普及に努めます。

(主な取組)

- 新エネルギー普及啓発の推進
- 公用車への低燃費・低公害車の導入
- バイオマス利活用に向けた事業化の促進

(3)地域活動の推進

- ごみの減量化・再資源化を推進するため、事業者や市民への広報・啓発活動の充実に努めます。
- 環境に配慮した自然にやさしい製品である「グリーン商品※4」を積極的に使用することにより、事業者や市民への環境啓

発を行うとともに、環境への負荷低減に努めます。

- 教育委員会との連携により、学校における環境教育の充実を図り、学校や地域での資源物の集団・拠点回収を推進します。
- NPO法人やシルバー人材センター等を積極的に活用し、持続可能な環境分野の雇用創出に努めます。
- 行政・消費者(市民)・事業者との連携によるレジ袋のあり方を検討します。

※4【グリーン商品】

環境や人の健康に影響を与えているような物質の使用や排出が削減されているなど環境にやさしい商品のこと。

(主な取組)

- 環境教育・出前講座等による市民へのリサイクル思想の普及・啓発
- リサイクル商品購入の推進と家庭用生ごみ堆肥化容器助成の継続実施
- エコマネー※5 事業の推進とリサイクルプラザの検討
- マイバッグキャンペーンの推進とレジ袋削減に向けた地域の取組を促進

※5【エコマネー】

「エコノミー(経済)」と「エコロジー(環境)」「コミュニティ(共同体)」が一体となって流通するお金「エココミュニティマネー」を略した造語。特定の地域などでのみ流通する疑似通貨のこと。コミュニティ通貨、地域通貨とも呼ばれる。

第4節 安全な地域づくりの推進

1. 防災対策・体制の強化

現状と課題

本市は、台風の常襲地帯に位置していることに加え、急峻な地形を有する地域が多く、また近年の集中豪雨や近海での地震発生などから、水害、土砂災害、津波、高潮等のさまざまな災害への対策が求められています。

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

平成22年10月奄美豪雨災害においては、市内の広い地域で崖崩れや河川の氾濫などが発生し、数名の死傷者や数多くの家屋浸水等の甚大な被害を受けました。

この災害では特に、一般加入電話や携帯電話等あらゆる通信手段が寸断されたことによって一時連絡がとれない地域も発生し、災害等の非常時にも対応できる情報通信体制のあり方が大きな課題となりました。

本市の市街地においては、未だ山裾地区等の土砂災害危険区域内に家屋が密集している地区や、道路幅員が狭く消防活動が困難な地区が点在するなど、土砂災害や都市火災等への対策が必要になっています。

こうした中、市民生活の安全と安心を確保するためには、防災対策工事や情報通信体制等の基盤整備と併せ、市民自らの防災意識の向上と災害の発生状況に対応できる地域の防災体制の強化が重要となっています。

消防体制については、災害の大規模化、市民ニーズの多様化等により、この変化に防災の拠点として安全・確実・迅速な対応が必要とされていることから、体制の充実強化を図るために、地域防災の中核となる消防団活動の促進や防災関係機関等との連携強化をより密に行うとともに、自主防災組織の育成等による市民の防災意識の高揚が不可欠となっています。

救急業務については、交通事故の増加、高齢化の更なる進展や市民意識の変化に伴い、救急業務に対する需要への対応や近年の応急手当・処置拡大の重要性など救急技術の高度化が急務となっている中で、救命率の向上を図るためには、AED（自動体外式除細動器）※6を含む救急講習の普及を

促進するなど高度な専門知識と常時対応できる体制が求められています。

※6【AED(自動体外式除細動器)】

心停止の一病態である「心室細動」の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

(計画目標)

* 自主防災組織率

平成27年度 56.4% →

平成32年度 70.0%

施策の方向

(1)防災対策・体制の強化

- 県との連携を図り、急傾斜、砂防、治山、治水等の防災対策事業を計画的に導入・促進するとともに、国へ無電柱化の推進について要望するなど、災害に強い基盤整備を推進します。
- 大規模災害発生時に備え、避難・救援・復旧作業等の陸上・海上ルートを確保するため、道路網の整備や名瀬港の耐震岸壁等の整備を促進します。
- 山裾地区等の土砂災害危険区域では、県と連携し防災対策工事やがけ地近接住宅等移転事業等を促進に努めます。
- 農地や人家等における風害・潮害、高潮等による災害の防止を図るため、自然環境や生態系に配慮した海岸保全施設や防風林の整備を図ります。
- 風水害や地震等のあらゆる災害に備え、「奄美市地域防災計画」に基づき、関係機関合同による災害危険箇所の掌握点検や防災訓練の実施、危機管理体制の強化、警戒避難体制の確立、住民の防災意識の向上や自主防災組織の育成、災害時要援護者対策の促進などに努めます。
- 災害時における市民への情報提供や関係

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

機関等との迅速かつ的確な相互連絡を行うため、地元FM・テレビ放送等との連携及び情報収集伝達体制の確立に努めます。

- 土砂災害等で孤立化する恐れのある地域については、関係機関と連携し、孤立地域の救援体制の確立や情報伝達手段の確保に努めます。

(主な取組)

- 急傾斜地崩壊対策事業、小規模急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業の促進
- 河川防災対策事業、住用川内水対策事業、災害防除事業の推進
- がけ地近接住宅等移転事業等の促進
- 国道58号おがみ山バイパス事業の早期整備促進
- 主要地方道名瀬・瀬戸内線(根瀬部・国直工区)整備事業の促進
- 避難・代替道路網の早期整備促進
[(仮称)三儀山バイパス・(仮称)有良・大熊バイパスの計画実現]
- 名瀬港改修事業の促進(再掲)
- 関係機関合同による防災点検と防災訓練の実施
- 防災マップ及び避難勧告基準の作成
- 防災施設整備等による危機管理体制の強化
- 自主防災組織の育成と活動助成等の推進
- 防災行政無線のデジタル化整備推進
- 衛星携帯電話等の災害に強い通信体制の整備推進
- 地元FM、テレビ放送等との災害情報提供体制の連携強化

(2)消防・救急体制の強化

- 複雑多様化する災害に的確に対応するため、関係機関と連携を密にし、設備や資機材の充実、消防職員や消防団員の資質と技術の向上を図り、消防体制と救急・救助体制の強化に努めます。
- 救急業務の高度化を図るため、専門的な知識や技能を修得する救急救命士の養成や救急隊員に対する教育訓練の充実に努めます。
- 住宅火災の未然防止及び死傷者の減少を目指し、一般住宅への住宅用火災警報器の早期普及を促進するとともに、高齢者世帯等の防火安全対策の指導強化に努めます。
- 火災予防運動の展開等による広報活動の強化や自主防災組織及び婦人防火クラブの育成強化を促進し、市民の防災意識の向上に努めます。

(主な取組)

- 奄美ドクターヘリ運用に伴う医療機関等との連携強化
- 消防車両や資機材の配置更新
- 消防拠点施設の整備推進
- 奄美海上保安部等と大島地区消防組合の相互協力による水難事故への救助体制の充実・強化
- 鹿児島県消防学校等への消防職員及び消防団員の派遣研修
- 消防団員の確保と消防団活動の活性化
- 住宅用火災警報器の設置促進
- 防火意識の高揚と自主防災組織の育成

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

2. 交通安全・防犯対策の強化

現状と課題

今日の車社会や高齢化社会が進行する中、本市では、行政と市民とが一体なって、交通安全運動等を推進し、交通安全に対する認識の向上に努めてきております。

しかしながら、近年の交通事故の状況を見ると、発生件数は減少傾向にあるものの死者や多くの負傷者が出ており、道路交通環境の整備改善、交通マナーやモラルの向上などの交通安全対策が必要となっています。

市民の安全・安心な生活を確保していくためには、交通安全対策と併せ、犯罪のない明るい地域社会づくりも必要です。

今後とも、関係団体やボランティア団体などと連携し、地域における防犯体制の充実と防犯活動を推進し、市民一人ひとりが防犯に対する意識を高めていくことが必要です。

(計画目標)

*** 奄美市交通安全計画に基づく交通安全意識の向上と安全な交通環境の充実**

施策の方向

(1)交通安全意識の啓発

- 子どもや高齢者等の交通安全教育を推進し、交通ルールの遵守、交通マナーやモラルの向上に努めます。
- 地域、学校、警察等と連携して交通安全運動を推進し、交通安全意識の普及・高揚に努めます。
- 交通事故による被災者を救済するため、交通災害共済制度の加入を促進します。

(主な取組)

- 交通安全教育や広報活動の推進
- 交通安全運動(職員の立哨による指導、道路パトロール等)の継続実施
- 交通災害共済制度の加入促進

(2)安全な交通環境の整備

- 学校の通学路や交通事故の危険箇所等の点検を実施し、道路や交通安全施設等の整備改善に努めます。
- 高齢者や障害者をはじめすべての人々が安全で歩きやすい環境を確保するため、バリアフリーに配慮した道路の整備を進めるとともに、街灯や防犯灯を設置し、人に優しい道づくりを推進します。

(主な取組)

- 交通安全施設、ゾーン30、街灯・道路照明灯の整備促進
- バリアフリーに配慮した道路の整備・改善

(3)防犯対策の推進

- 防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めます。
- 地域の関係機関・団体及びボランティアと連携し、地域ぐるみの防犯体制の強化に努めます。
- 犯罪を未然に防止するため、防犯パトロールの実施やLED防犯灯の整備等を促進し、安全な環境づくりに努めます。

(主な取組)

- 関係団体等との連携による地域防犯体制の強化

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

3. 安全な市民生活の確保

現状と課題

本市のような離島においては、生活関連物資や産業資材等の多くを本土からの移入に依存せざるを得ないため、輸送費の負担がかかります。そのため、奄美地区の物価水準は依然として本土地区と比べ高い水準となっており、今後とも本土との価格差縮小に向けた取組が必要となっています。

市民の消費生活を取り巻く環境は、近年の情報化、高齢化等の社会経済情勢の変化により、複雑・多様化する傾向にあります。

消費生活が豊かになる反面、多種多様な商品の氾濫や販売競争が激化しさまざまな消費生活問題が発生するなど、消費者が自らの意志に基づき適切な判断が行えるよう支援することが必要となっています。

また、消費生活相談については、法整備等が進んではいるものの、依然として多重債務、架空請求やインターネットによるトラブル等の相談が続いている状況です。こうしたさまざまな消費生活相談に対応できるよう奄美市消費生活センターの体制を整えることが必要となっています。

(計画目標)

*** 消費生活における被害防止や、その安全を確保するための情報提供、相談体制の強化**

施策の方向

(1) 離島物価対策の推進

○生活関連物資の物価・流通の状況により、必要に応じて、国・県・関係業界に対し、本土との格差縮小に向けての協力要請及び要望活動を行います。

○価格差の大きい石油製品等について、安定的かつ効率的な供給体制を確立し、流通費用の軽減方策や必要な施設整備のための取組を促進します。

(主な取組)

- 生活関連物資の物価安定要望活動の実施
- 離島における割高なガソリン価格是正のための要望活動の実施

(2) 消費生活相談体制の充実

○消費生活講座や広報誌及び地元マスコミ等を活用し、消費者への情報提供や意識の啓発に努めます。

○弁護士会と連携を図り、消費生活問題等に対する相談体制の充実・強化を図ります。

(主な取組)

- 消費生活情報のチラシ、パンフレットの作成・配布
- 無料法律相談の継続実施
- 消費生活相談員に必要な専門的知識及び技術習得のための研修への参加

